

**19 雪害対策関係**

**長野市雪害救助員派遣事業実施要綱**

(趣旨)

第1 この要綱は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定により特別豪雪地帯に指定されている戸隠地区及び鬼無里地区における人命の安全と生活の安定を確保するため、市長が必要と認める世帯に除雪を行う者（以下「雪害救助員」という。）を派遣することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(雪害救助員)

第2 雪害救助員は、民生委員の推薦によって、市長がこれを委嘱する。

(雪害救助員の派遣)

第3 雪害救助員は次の各号のいずれかに該当するときに派遣できるものとする。

(1)積雪により家屋が倒壊するおそれがあるため、緊急に当該家屋の屋根の除雪を行う必要があるとき。

(2)積雪により外部との連絡に必要な道路等が遮断され、緊急に除雪を行う必要があるとき。

(雪害救助員の業務の範囲)

第4 雪害救助員が行う除雪業務の範囲は、当該世帯の日常居住の用に供する家屋の屋根の除雪及び屋根から下ろした雪の必要最小限の排除とする。

(報酬)

第5 雪害救助員の報酬の額は、派遣1時間当たり1,375円とし、派遣時間の実績に応じ、市が直接当該雪害救助員に支払うものとする。

2 前項の報酬額の算出に当たって、派遣時間に1時間未満の端数が生じた場合においては、15分単位にまとめるものとする。

(身分)

第6 雪害救助員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の規定による非常勤の特別職の職員とする。

(服務)

第7 雪害救助員は、その職務を自覚し、常に職務を誠実かつ公正に遂行しなければならない。

2 雪害救助員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 雪害救助員は、その職務を遂行するに当たって、この要綱に定めるもののほか関係法令を遵守し、かつ、市長の指示に従わなければならない。

(災害補償)

第8 雪害救助員の業務遂行上の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

(派遣対象世帯)

第9 雪害救助員を派遣できる世帯は次の各号に掲げるもののうち、自己の資力（市民税所得割非課税世帯となる所得をいう。）及び自己の労力をもって除雪を行うことができない世帯とする。

(1) 高齢者世帯生計の中心となる者が、60歳以上の世帯

(2) 母子世帯母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定める母子家庭である世帯

(3) 傷病・障害者世帯生計の中心となる者が、傷病又は心身障害者である世帯

(4) その他必要と認める世帯生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護世帯等で、市

長が特に必要と認める世帯

(派遣対象世帯の把握)

第10 市長は、民生委員の協力を得て、常に派遣対象世帯を把握するよう努めるものとする。

(派遣手続)

第11 民生委員は、雪害救助員の派遣が必要であると認めるときは、長野市雪害救助員派遣依頼書(様式第1号)により、市長に対し派遣の依頼をするものとする。ただし、事態が切迫し、その暇がないときは、電話等によることができる。

2 市長は、前項の依頼があったときは、状況等を勘案し、派遣の可否を決定するものとする。

(活動実績報告)

第12 雪害救助員は、長野市雪害救助員活動実績報告書(様式第2号)により、市長に活動状況を報告するものとする。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。